

入札監理小委員会 第 7 4 8 回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第748回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和7年9月26日（金）13：49～15：52

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○ICTを活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト充実のための調査研究業務（文部科学省）

○労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業（厚生労働省）

3. 閉会

<出席者>

川澤主査、小尾副主査、近藤副主査、辻副主査、浅羽専門委員、井熊専門委員、
工藤専門委員、宮崎専門委員

（ICTを活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト充実のための調査研究業務）

文部科学省

総合教育政策局日本語教育課 降旗課長

村上専門官

北村専門官

前原係長

会計課 今井主査

（労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業）

厚生労働省

労働基準局監督課

西海課長

中村課長補佐

（事務局）

吉田事務局長、谷口参事官、杉田企画官

○川澤主査 それでは、ただいまから第748回入札監理小委員会を開催します。

初めに、ICTを活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト充実のための調査研究業務の実施要項(案)について、文部科学省総合教育政策局日本語教育課、降旗課長から御説明をお願いしたいと思います。

○降旗課長 失礼いたします。ただいま御紹介をいただきました、文部科学省日本語教育課長をしております降旗と申します。

それでは、早速でございますけれども、ICTを活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト充実のための調査・コンテンツ制作等業務及び運用保守等業務につきまして、事業の概要を御説明申し上げます。

この事業は、地域の日本語教室がいまだ開設されていない市区町村に在住します外国人に対しまして、日本語学習機会の拡充を目指して文部科学省が開設いたしました「つながるひろがる にほんごでのくらし」という日本語学習サイトの運営に関する事業でございます。資料A-3にサイトの概要のポンチ絵がございますので、詳細の説明は時間の都合上割愛をさせていただきますが、事業のイメージということでまた御覧をいただければ幸いです。

この事業は、令和元年よりサイトの開設に向けた事業を開始いたしまして、令和2年6月にサイトの開設をしました。その後、毎年対応する言語や学習のコンテンツを拡充しながら、サイト運営をしてきたところでございます。

在留外国人の数が近年増加をしているところ、また、今後も増加していくことが見込まれる中、文部科学省では、このサイトの運営を通しまして、外国人の日本語学習者へ広く学習の機会を提供しているところでございます。現在では、当初に想定していました独学者に対する学習のコンテンツだけでなく、この学習サイトを活用しまして、地方自治体などが行っております地域の日本語教室における学習教材としての活用も広がってきているところです。

一方で、この事業におきましては、令和2年度以降、現在に至るまで1者の応札が続いてきたところでございまして、競争性の確保に課題があるという御指摘をいただいて、市場化テストの対象事業として選定されました。

令和6年度までの調達では、1つの事業といたしましてコンテンツの制作とサイトの運用保守、これを一体的に実施していましたが、令和7年度、今年度から、この業務の内容を、調査と動画のコンテンツ制作の業務とサイトの運用保守業務、2つに分けてそれぞれ

調達を行うこととしまして、調達単位を分割しましたところから、この市場化テストの実施時期も、本来は令和6年度予定だったものが、今申し上げました事情から、今年度の市場化テストの実施ということで延期をさせていただいているところでございます。

それでは、概要と経緯は、ただいま御説明をさせていただいたとおりでありますので、このICTを活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習サイトの調査・コンテンツ制作等業務、それと運用保守業務、この2つの実施要項（案）につきまして、具体的に御説明をさせていただきます。

今回、仕様書の内容の見直しを行うに当たりまして、また、市場化テストに臨ませていただくに当たりまして、本事業に競争参加を検討していた方からヒアリングをしまして、それを基に見直しを図ったというところがございます。

まず、調査・コンテンツ制作等業務のほうから御説明を申し上げますので、資料A-2-1を御覧いただきたく存じます。

調査・コンテンツ制作等業務につきましては、この日本語学習サイトに掲載いたします学習のコンテンツ、動画コンテンツの制作などを行うことを主な目的としている事業でございます。

13ページ目までが民間競争入札の実施要項（案）でございまして、例えばですが、5ページ目をお願いできますでしょうか。実施要項（案）の記載事項をこの辺りに記しているところでございますけれども、この5ページの真ん中辺りで調達期間の見直し、5番、入札に参加する者の募集に関する事項のところで調達期間の見直しを行っております。来年度、令和8年度事業では、1月上旬の入札公示から2月中旬の提案書受領期限まで約5週間、去年までよりもこの期間を少し延ばして、約5週間の入札公告期間を確保しまして、新規参入事業者が提案内容を検討いただく期間を確保する予定にしております。

続いて、14ページまで飛んでいただければ幸いです。この14ページがコンテンツ制作等業務の仕様書になるわけですが、今回の仕様書の主な改善点につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

まず、17ページまでおめくりをお願いいたします。この17ページに、サイトの概要ということでサイト概要図、下のほうに（2）基本的な構造ということで図を御覧いただけるかと思います。去年まではこの辺りを全部文章で書いておりまして、ずらずらと文字で書いていたものを、今回の仕様書では分かりやすくイメージを把握していただけるように、この上にありますようなサイトの概要図、あるいは、その下のところのイメージ図を

追加しまして、全体が把握できるような改善を施したところでございます。

18ページにイメージ図、このようなイメージと分かる、イメージをつかんでもらうように工夫をしたところであります。

19ページからは、3ポツで業務内容ということでお示しをしているところでございます。主な業務内容の記載につきまして、昨年度の仕様書では、この主な業務内容を1行でかなり抽象的に記載していたところであるのですけれども、これを主な業務内容の(1)、(2)、(3)、(4)ということ細かく、例えば(2)の新規コンテンツを制作するとか、(3)のサイトの利用状況調査及び活用促進に向けた分析といったように、抽象的な表現から少し具体的な形で、分かりやすいように想定していただけるような記載の工夫を付け加えてみたところでございます。

そして20ページに飛んでいただければと思いますが、(1)の会議の設置・運営の項目でありますけれども、ページ一番下のところに「会議の運営」の丸があります。すぐに21ページに続いてしまっただけで恐れ入りますが、この20ページ、21ページのところで有識者会議の設置や運営、会議の想定される業務をより具体的に記して、イメージをつかみやすくしました。

特に、21ページを御覧いただきますと、会議の実施に関する事務の例というふうに、メンバーの委嘱について、会議室の手配、会議の進行、資料の作成等、このようなことをやりますとかなり丁寧に記述を試みておりまして、このようなことで、新しく入っていたかどうかとする企業、業者の方とか事業者の方に、イメージがつかめるようにしているところでございます。

これまでの仕様書では、この事業を引き続き行っていたりしていた事業者にとって分かりやすいような、そのような表現も少々散見されていたところでありまして、今回の仕様書の記載に当たりましては、全体的に新規の事業者の方が参入しやすいような言葉の使い方であったり説明の仕方を、少し意識しながら作業させていただいたところです。

続きまして、27ページまで飛んでいただければと思います。6ポツの応札者に求める要求要件というところございまして、ここの箇所につきましては、令和7年度の調達をする際に入札を検討していた方にヒアリングをして、その中で、少し応札要件を満たすことが難しいという御意見をいただいたところから、応札要件の緩和をしたところでございます。

去年、これまでの仕様書では、この応札要件のところに、組織に対する品質マネジメン

トや個人情報の保護に係る認定要件、また、作業要員に対してはプロジェクトマネジメントの資格保有の要件というものを課しておりました。今回、入札の新規参入を促進するために、口頭で今申したような要件を削除しました。

全体的に、調査・コンテンツ制作業務に必要な要件であるかといった観点から、先ほど申し上げたような細かな要件を削除しました。具体的には、次の28ページの(2)で要求要件の詳細とございまして、2の組織の経験・能力という項目と、その次の下のところに事業担当予定者の経験・能力という項目がありますが、この組織のところ、先ほどのいろいろな要件を課していましたところを、例えば2-1-1の「組織が、過去に類似の業務を実施した実績があれば、その内容により加点する」というように、このような記述に丸めるような形にして改善を図ったところでございます。

続きまして、32ページの(7)の業務の引継ぎについてを御覧いただきたく存じます。引継ぎについては、これまでの仕様書では記載が不十分だったと、少しこちらとしても思ったところがありましたので、今回は、この引継ぎに関係する経費の負担、責任の所在につきまして明記をしまして、引継ぎが完了する状況について文部科学省が確認するということを明示的に定めたところでございます。

40ページをお願いしたいと思います。40ページには総合評価の基準書が以下続くわけですが、総合評価基準書につきまして、43ページをお願いします。43ページは総合評価の基準、別紙1ですけれども、評価項目を明確にするというような改善を図ったところでございます。

具体的には、この1-2の事業内容の妥当性・独創性という項目があるわけですが、ここの1-2-1の会議の設置運営についてなどのように、提案を求める業務内容に対応した評価項目を設定しまして、技術提案における評価の観点を分かりやすく示すというような改善を加えたところでございます。

あと、46ページに向かっていただけだと思いますが、従来の事業実施に係る情報開示資料を今回新しく作成しまして、これまで実施に要した経費ですとか目標の達成程度、サイト充実の状況、コンテンツの数、対応の言語、47ページに移りますと、普及や広報活動でどんなことをやってきたのかという実施状況と、6番の機能一覧では、共通するものから、その次のページにかなり詳細な各所リンクの構成を示しておまして、実際にどのような作業なのか、どのようなコンテンツが必要なのかをイメージできるような情報開示資料を作成して、公開をすることにいたしました。

以上が調査・コンテンツ制作等業務でございます。続きまして、運用保守業務のほうの改善点について、少し時間も押しておりますが、ポイントを御説明させていただきたいと思っております。

16ページまでが民間競争入札の実施要項であります。今回の運用保守につきましては業務仕様書の改善が中心となりますので、17ページ以下の仕様書のところについて説明をさせていただきたく存じます。

まず、20ページでございますけれども、下のほうに2の業務内容とございます。2の業務内容につきましては、この業務内容を、本調達によって実施する業務がサイトの運用保守と新規コンテンツを掲載する実装業務であるということを明確に示したところでございます。

21ページの上のところ、2つ目の段落みたいになるのでしょうか、「なお、本業務の実施にあたっては」というところがございますけれども、1つ目のポツ、調査・コンテンツ制作等業務の受託者と連携すべき業務について、想定される内容をポツ、ポツ、ポツということで明記させていただいたところでございます。

また、これまでの仕様書では記載の情報量が不十分で、実施状況が不明確であった箇所がありまして、この記述の充実を図ったところがございます。例えば22ページに（5）作業場所という項目がございますけれども、この作業場所についての記載はこれまでなくて、文科省が用意するものしかないのも不明だったものですから、作業場所については受託者の責任において用意するということを明記したところでございます。

また、27ページまで飛んでいただきたく存じますが、（5）のセキュリティー要件の箇所で、従前の仕様書ではサーバーを設置する場所に関する記載をしていたのですが、今回の業務ではクラウドサーバーを活用することとして、クラウドサーバーでの運用を明確にするために、サーバー設定、場所に係る記載を削除しました。

34ページをお願いいたします。8の応札要件についてですけれども、こちらも事業者に対するヒアリングをさせていただいて、その結果を踏まえて要件を緩和させていただきました。

（1）の類似業務の実績等という箇所がございますが、これまでの仕様書では、情報保護に関する認証といったものについて、取得の有無に関する要件を定めていたのですが、今回のサイトでは個人情報には取り扱わないので、この要件は削除いたしました。また、この類似業務の実績といたしまして、従前の仕様書では過去3年以内の公的機関のウ

ェブサイト運用の実績を求めていたのですけれども、今回の仕様書では、新規参入者の拡大を目指すという観点から、この要件を削除したところでございます。

(2)の組織の業務実施能力につきましては、下のほうに表1で本業務における組織等の体制と役割というのがあり、これまでの仕様書では、この表1中のプロジェクト全体管理者などに専任の要件というものを課していたのですけれども、今回は専任要件を削除いたしました。

40ページをお願いいたします。業務引継ぎに関する記載ですけれども、令和8年度の仕様書(6)検収の次、(7)業務の引継ぎのフォントの箇所ですが、(7)業務の引継ぎについてというのが、本来は大きなゴシック文字になっていないといけないので、再度修正させていただきます。ここの業務の引継ぎについてのところで、新たに業務引継ぎについての事項を追記させていただいたところでございます。

62ページをお願いいたします。この62ページも先ほどと同様、新しく情報開示をするというところで、詳しい情報開示ということで、62ページから66ページまで、詳細なイメージが分かるような情報開示をすることにしたところでございます。

少し長くなりまして、失礼いたしました。以上が調達改善に向けた見直しの取組内容でございまして、今後、パブリックコメント実施に併せまして、新規参入を促進するためにも、今の事業者はもとより、それ以外の事業者の声かけなども積極的に行っていきたいと考えております。

本日の仕様書などの御説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○川澤主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明について、御質問のある委員はお願いいたします。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 御説明どうもありがとうございました。

まず初めにお伺いしたいのが、システムをつくる業務と、それから保守をする業務を分割なさったとお伺いしております。あくまで一般論でございますけれども、通常、システムを構築した者しか保守ができない傾向にあるのではないのかと思ってしまうのですが、この辺りはどのような整理をなさっているのでございますでしょうか。

○降旗課長 担当から説明をさせていただきたく存じます。

○前原係長 担当係長の前原と申します。よろしくお願いいたします。

今いただいた御質問ですと、サイトのシステム作成と運用保守等の業務分割を行ったと認識いただいたのかなと思ったのですけれども、よろしいでしょうか。そうではなくて、

調査研究・コンテンツ制作のほうは、サイトに載せる動画のコンテンツ、動画を制作するという業務でございます。そこでつくった動画を、運用保守のほうでは掲載をするということと、サーバーの保守管理を行うという業務でございます。

以上ですけれども、回答になっておりますでしょうか。

○辻副主査 よく分かりました。ありがとうございました。

それで、今おっしゃった動画の作成という部分でございます。私も、この「つなひろ」のウェブサイトを拝見したところでございますけれども、どの動画もすごくクオリティーが高いです。実写で、実際に俳優さんが出て演じていらっしゃいます。

一つ思ったのは、例えば、最近はインターネットで、あとはスマートフォンとかでA Iを使った語学学習アプリがたくさん出ているかと思います。その辺りは、恐らくコストの問題から動画は使っていないかと思いますが、かつ、実写も使っているのは少ないのではないかと思います。

今回、文部科学省がお求めになっている仕様書でも動画と書かれていますが、これは現行のようなハイクオリティーな実写の動画を御希望なさっているのをございましょうか。この辺り、コスト削減というか、もしくは実写の動画がつかれない会社も手を挙げやすくなるのかとも思ったのですが、この辺りはいかがでしょうか。

○前原係長 再び前原からお答えいたします。こちらの調達におきましては、今おっしゃっていただいたとおり、同じような動画のコンテンツを、来年度、令和8年度事業においてもつくることを想定しております。以上です。

○辻副主査 つまり今の御趣旨は、実写の俳優が演じることをお求めになっているという理解でよろしいでしょうか。

○前原係長 はい、そのような状況でございます。

○辻副主査 この辺り、恐らく、どうしても動画でないと学習効果が高まらないとかというお考えもあるかもしれませんが、コスト削減と、それから新規参入業者が増えるような観点から考えると、必ずしも動画でなくてもよいのかもしれませんが、この辺りは今後御検討いただければと思いました。

それで、なぜこのようなことを申し上げるかと申しますと、今回の企画は、今までも年間9,000万円ぐらにかかっているわけでございますけれども、一つ今お伺いしたいのが、既に世界中で広く使われている、例えばA Iとかを使った学習教材、しかも今回の内容は生活者のための日本語でございますので、恐らく初級編、上級、中級、初級の初級編

のレベルのものだと思います。そうすると、例えばなのですけれども、世界中にあるであろう初級の語学学習者向けの既存サービスを提供している会社も参入できるのではないのかとも思ったのですが、この辺りはどのような検討が今までなされたのでございましょうか。

○北村専門官 すみません、文部科学省日本語教育課の北村と申します。この点については私より、先ほどの点も含めて御回答させていただきたいと思います。

このサイトについてですけれども、あまた日本語学習のためのコンテンツ、あるいは御指摘いただきましたように、日本語に限らず英語や中国語等もそうですけれども、様々な言語の学習コンテンツがあふれている中、なぜ文部科学省がこちらを作成したかという点についてもお話しさせていただきます。

まず、外国人材を受け入れるという観点で申し上げると、日本語学習ももちろんですけれども、その日本語をどこで使うかと申し上げましたときに、生活の中で使うというところが非常に開発当時のニーズとして高かったということがあります。

一般的な言語学習は、多くが、日本語を様々な場面で使うとき、特に留学生が学ぶためのコンテンツが多いかとは思うのですけれども、そういった場合、例えば大学の授業ですとかレポートを書いたりとか、そういった内容を理解し、自分で書いたり読んだり話したりするというような目的でつくられたコンテンツが多い中、生活になじむというところで、生活情報を提供しつつ、その生活情報や生活場면을解釈し、自分で話したり書いたり読んだりするという生活に特化したニーズがありました。そのため、ただやり取りをするということではなくて、日本文化や日本の生活を伝達するという意味で動画が有効だろうと。話している、コミュニケーションをする当人と相手だけではなくて、その環境、このコンテンツですと、例えば買物の場面ではスーパーを使い、市役所での手続は市役所を使わせていただいているわけなのですけれども、そういった状況も含めてお伝えするというところに、政策の中でやっていく有用性があるのではないかとということで動画を選択しています。

海外の参入については、当然、円滑にやっていただく可能性があれば参入していただくことは可能かと思っておりますけれども、言わずもがな仕様書ですとか政府の調達の条件は満たしておいた上で、日本語に限らない外国語のコンテンツのノウハウを生かしていただくような業務をやっていただくことにはなるかと思えます。

以上です。

○辻副主査 ありがとうございます。私自身、実は幾つか語学学習のアプリを使って勉

強しているところをごさいますて、幾つかは、まさに今おっしゃったような生活場面に特化したシーンでロールプレーイングとかができるようなものもごさいますので、ぜひ、今後は既存のサービスが使えるような方向での検討もいただければと思いました。この辺りはいかがでしょうか。

○降籙課長 ありがとうございます。日本語教育課長でございますけれども、我々が目指しているところは、在留外国人が最近すごく増えている中で、まず日本語を教える、日本語を学ぶというのが大都市圏に集中してしまっていると、地方ではなかなか日本語教育を学んだりする機会がないものですから、そういったところで、先ほど北村から御説明させていただいたような動画を中心に、日本の文化だとか日本の状況もつかみやすくイメージできるようところから、動画コンテンツから入ったところでごさいます。

一方で、今、辻委員に御指摘いただきましたように、この業界はすごく、学習コンテンツもA I活用だとか、いろいろ進化している部分がありますので、そういったところを今後活用していくというのは、当然検討していかないといけないテーマだと思っています。

一方で、A Iを活用するとなると、やはり予算とか、そういったところの難しい面もあるのですが、最初からそういったものを排除するのではなくて、当然、そういったところも視野に入れながら、日本語を学ぶコンテンツの充実を我々は追求していかないといけないものと思っております。

○辻副主査 ありがとうございます。

ちなみに、頂いている資料のA-2-1の50分の47に機能一覧などを書いてございます。この辺り、例えばなのですけれども、共通というところに各レベル・シーンへのリンクなどを書いてあって、便利なフレーズにリンクできるような仕組みを要求なさっているようです。もちろんウェブサイトでサービスを提供する以上は、この利用者の方々は当然グーグルなどが使えるかと思います。そうすると、グーグルの通常の翻訳機能などを使えば、必要なフレーズは簡単に検索して見ることができますので、例えば、このシーンへのリンクという機能が本当に必要かどうかは少し分らないです。今何でこのようなことを言っているかと申しますと、まさに既存の語学学習アプリとかのサービスが、恐らく今の共通機能、要求仕様があると参入できないのではないのかと感じております。

あともう一つ、たくさん語学アプリの会社があるとは伺っておりますので、恐らく各会社も、初級編に限って無料で公開する、その費用を文部科学省が負担するとすれば、恐らく各社もお試しというか、広く皆さんに使ってもらえるという利点が発生して、広告効果

もあると思いますので、かなり競争が発揮されるのではないのかと思います。ですので、既存のサービスもこの事業に参加できるような方向で今後御検討いただければと思います。これはお願いでございます。

○降旗課長 辻委員、貴重な御指摘をありがとうございます。ぜひ参考にさせていただきたく存じます。ありがとうございます。

○川澤主査 宮崎委員、お願いいたします。

○宮崎専門委員 御説明ありがとうございます。

まず順番に、資料A-2-1の入札実施要項（案）のいわゆる制作のほうからでございます。

通し番号で行きますと50分の22ですが、それに実施する内容や仕様が書いてあると思うのですが、例えば50分の22の真ん中、②の役立つ情報＜動画＞について、具体的な内容は提案することという記載がございます。

これに対して、後ろのほうなのですが、50分の45で総合評価の評価表があるのですが、こういった具体的な内容の提案が加点される要素に入っていないように見受けられますので、点数の配分と行っていただくことの内容のバランスをいま一度御検討いただければというのが1点です。

それから2点目は、50分の22に戻りますけれども、コンテンツの制作についてという③がありますけれども、こちらのiのところに、なお書きで「原稿作成の際には、既存のサイトの各レベルの各シーンを参考として、動画の体裁、数、コンテンツの種類等はばらつきが出ないようにすること」という記述がございます。ここまで限定すると、基本的に既存の動画でつくったものとほぼ同じようなものをつくりなさいということだと、既存の業者以外がかなり手を挙げづらいのではないかと考えております。

先ほど辻委員からもありましたけれども、例えば動画は動画だけでも、実写ではなくてアニメとか画像の人物が話しているとか、多少の幅を持たせてあげれば、趣旨は達成できると思いますので、あまり競争制限的に、状況までの限定は不要ではないかと思いますので、ここは要件緩和を少し検討いただければと考えております。

あと、少し仕様書を見ていて分からなかったところというか、読みづらいのですが、今度はA-2-2の運用保守業務のほうを見ますと、66分の21でございますけれども、保守業者のほうは作成した動画を実装するという業務分担になっているのですが、実装するのが追加することになった4シーン分の動画となっていて、かつ、動画に対応し

た字幕を実装しなさいとなっております。

制作側は動画と字幕を別々につくるとなっているのですが、字幕が動画に連動して映るようにしなさいとなっていて、この実装というのはどちらの作業として連動させるのかが少し読み取れなかったので、単純にデータをサイトに載せるだけであれば、役割分担がもう少し明確になるようにしていただければと感じました。

併せてなのですが、運用保守のほうの66分の60ですが、そうすると運用保守業者というのは、システムの保守と、基本的には来たコンテンツを実装するという業務だと理解しておりますが、こちらの66分の60の総合評価を見ると、効果的な業務実施や、利用者の利便性向上など、業務効率化に関して提案するという項目が評価点に入っていますので、先ほどと併せて、総合評価の点数の配分や項目に関しては、いま一度、御検討いただければと思っております。

○降旗課長 宮崎委員、ありがとうございます。発言がばらばらになるかもしれませんが、委員から今御指摘いただいたことにつきまして、少し御説明など、こちらのほうからお話し申し上げたいと思います。

○前原係長 文科省の前原と申します。ありがとうございました。

1点目に御指摘いただいた、資料で言いますと22ページの②、役立つ情報＜動画＞についてが評価基準の中で加点要素になっていないのではないかと御指摘をいただいたと理解いたしました。

私どもとしましては、43ページの評価基準1-2-2のサイトに追加する新規コンテンツの提案についてのところで、項目としては入れた、検討させていただいたところではございました。少し点数が少ないという御指摘なのかもしれないのですが、御指摘の趣旨として、②役立つ情報の提案についても特出しするほうが良いという御指摘だったのか、そこをお伺いしてもよろしいでしょうか。

○宮崎専門委員 そうですね、「適切に行われているか」だけですと提案内容で差がつくのが少し読み取れませんでしたので、より効果的なものには点数を与えるという趣旨が記述されれば、項目としてさらに増やすかどうかはお任せしたいと思いますが。

○前原係長 ありがとうございます。参考にさせていただきます。

○降旗課長 宮崎委員、ありがとうございます。そのほかにいただきました、各種、ほかのコンテンツとか表記の仕方とか、少し改善を図れるように、こちらのほうでよく検討さ

せていただきたいと思います。ありがとうございます。

○宮崎専門委員 御検討よろしく願いいたします。

○川澤主査 ありがとうございます。小尾委員、お願いいたします。

○小尾副主査 御説明ありがとうございます。幾つか質問があるのですが、まず、資料A-2-1の50分の4のところに確保されるべき質というのがあって、そこでサイトへのアクセス数、年間220万件というのが目標として掲げられております。今回のこちらの業務で、コンテンツの作成の部分になりますが、作成したコンテンツを実際に使う状態に持っていくというのが、スケジュールを見ると来年度の第4クォーターだから、1月から3月というふうに書かれています。そうすると、このサイトへのアクセス数、年間220万件のほとんどは、いわゆるこのコンテンツをつくった人たちの効果というのではなくて、その前年度につくられたコンテンツのアクセス数になるのではないかということをお聞きしたい。そうすると、この年間220万件というのは、いわゆる適切な事業の質の評価になっていないのではないかということです。

あともう一つ、これに関係して、今回このコンテンツ作成業務でつくられるコンテンツというのは、このサイトで公開されるコンテンツのうち、本当に一部ということになると思いますので、そうすると、そのサイトへのアクセス数そのもので評価するのが適切なかどうかということに関してのお考えをお聞かせいただけないでしょうか。

○前原係長 文科省の前原から回答させていただきます。

今、小尾委員から御指摘いただいた箇所、220万というビュー数の数値目標は、まさにおっしゃっていただいたとおりのところもあるかなと、御指摘いただいて思った部分がございます。事業スケジュール上、R8年度事業でつくったコンテンツへの評価というところの数値が、この事業年度内に出すのが、スケジュールもあり、大変難しいなと思っているのが正直なところでございます。この実施要項作成に当たって、総務省の担当の方からも御意見をいただいたりする中でこちらも検討させていただいたのですが、事業年度に限ったところで評価をするというのがどうしても難しく、ユーザーアンケートなどは事業の中で実施しているのですが、その時期とも兼ね合いが難しいということで、第三者からの評価というのも難しくなっています。そういった意味で、事業年度、もし掲載後の4月以降、翌年度以降というところも含めて、何らかコンテンツの評価のところを捉えられればそれでもいいのだろうかというところは検討しているのですが、市場化テストのスケジュールと事業の兼ね合いで、なかなか設定が難しいと考えているところでございます。

お答えになっていないのですが、以上でございます。

○小尾副主査 多分、単年度だからということだとは思いますが、そうはいっても、入札する側からすると、これを満足させなければいけないということに対する評価になりますので、自分たちが頑張ればこれが達成できるわけではないものを評価の質として挙げられてしまうと、やはり入札する側としてはリスクとして考えてしまうだろうと思います。

ですので、年間のビューとかではなくて、自分たちがつくったものに対してどう評価されるかという評価指標を持ってこないで、頑張ってどうにでもなるものではないものを持ってこられても、少し困るかなと思います。ですから、例えば1月から3月といったときに、1月、2月だけでもいいと思うのです。別に年間ではなくて、例えば1月にリリースをして、1月、2月がその前の11月、12月に比べてどれだけ伸びたかというような評価でも構わないと思いますので、何らかのそういう形の指標をここでは挙げていただくほうがいいかなと思います。

○降旗課長 小尾委員、ありがとうございます。御指摘いただいた点、非常に難しい御指摘をいただいたと感じながら、また大変貴重な御助言をいただいたことに感謝申し上げます。

我々、質のところがどのように、指標みたいな形でお示しするのが難しいかなというふうに、中でも政策評価的な数値のところの検討も併せて議論すると、どうしてもそういったところに直面するわけではありますが、例えばこの市場化テストのところの見せ方、あるいはこの事業全体の見せ方かもしれませんが、今、小尾委員に言っていたような考え方というのをあらかじめ設定して、その設定した考え方で評価とか、こういった比較をするというところをもう少し工夫ができないか、我々のほうも研究を進めていきたいと思っています。

○小尾副主査 引き続き、2点目なのですが、後半の部分というかシステムのことで、資料A-2-2の66分の20から後になります。業務内容として運用保守と書いてあるのですが、実際にはそのクラウド、サーバーの提供と、その上で実際にコンテンツを載せてサービスを提供するという部分なのかなと思います。先ほど、クラウドの話も説明があったと思うのですが、そういう意味では、その部分が明確に記述されていないような気がしました。

例えば、その下のところ、66分の21の(1)の運用保守というところを書いてある

のですけれども、ここに「サイトを作成・運用した事業者から引継ぎを受け、これを運用・保守する」と書いてあるのですが、「サイトを作成」とは何を意図しているのか。例えば事業者が変わった場合は、恐らく、クラウドを自ら契約をして、そのクラウド上に文部科学省が持っているサービスを提供するためのウェブサーバー上で動くプログラム一式があると思うのです。それを載せ替えて、その上にコンテンツを載せて運用・保守するということなのかなというふうに全体を見た感じでは思っているのですけれども、ここの表現だと、何かサイトの作成・運用をする事業者がいて、その人から、いわゆる一式、サイトを引き継いで、運用・保守するというふうにも見えたりする。少しそこら辺を、クリアに教えていただけないでしょうか。

○村上専門官 御質問ありがとうございます。日本語教育課の村上と申します。御認識どおり、引き継いだ場合はクラウドを契約して、載せ替えて、運用・保守を行っていただくという流れでございます。こちら分かりづらいところもございましたので、文章を修正させていただければというふうに考えております。

○小尾副主査 ありがとうございます。実際に入札する事業者が、自分たちは何をすれば良いのかを、このままでは十分把握できない。もちろん説明会などをされるのでその中でのいうものもあるかもしれませんが、できるだけクリアに記載いただいたほうがいいかなと思います。

あともう一点、最後なのですけれども、これは、単年度契約なのですけれども、今回の場合、複数年度にいきなりしなさいというのは無理なので何とも言えないのですけれども、例えば、自らクラウドも契約しなければいけないということも含めて請け負うのであれば、単年度って結構事業者が変わるということに対する負荷が大きいと思います。いわゆる載せ替えて、また、そこで動かせるようにしてということも含めると、やはり毎年事業者を変えるというのは非常にコストが高い。いわゆる置き換えるコストが非常にかかってしまうので、新規参入というのがやはり難しくなる可能性が高いと思いますので、ぜひこの部分については複数年度契約になるように、今回はちょっと難しいかなとは思っているのですけれども、今後、検討いただくのがいいかなと思いますので、そこはぜひよろしくお願いします。

○村上専門官 委員、御指摘をありがとうございます。おっしゃるとおりでございますけれども、予算の確保の面もございますので、今、確実なことは申し上げられないのですけれども、検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○川澤主査 ありがとうございます。井熊委員、お願いいたします。

○井熊専門委員 総合評価のバランスなのですが、技術点が2で価格点が1の割合になっていますが、今皆さんが言ったように、いろいろな緩和をして新規参入を迎えるのであれば、多分、価格点をもっと上げたほうがいいと思います。今、これだけキャリアがある大手の事業者に対して、質の面で新規参入者が勝つというのは非常に難しいと思います。なので、もう少し、僕は逆ぐらいの比率でもいいかなと思っています。

○川澤主査 文部科学省の方、コメントございますでしょうか。

○今井主査 会計課でございます。価格点と技術点の配分については、2対1から価格点の割合を上げることは十分可能だと考えますので、引き続き検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○井熊専門委員 よろしく申し上げます。

○川澤主査 浅羽委員お願いいたします。

○浅羽専門委員 私からは1点、要望、それから1点、御質問であります。

まずは要望からなのですが、いずれも資料A-2-1になるのですけれども、保守運用業務の資料50分の46から、今回、実施状況の情報開示をしてくださいました。どうもありがとうございます。せっかく載せていただいているので、さらにもう一步、お願いしたいところなのですが、とりわけ保守運用の業務に関しましてA-2-2、66分の62になります。いずれも情報開示のもので、運用保守等業務について、特に、どれぐらいの人手がかかったのか、どれぐらいの人手をかけているのか。可能であれば、管理業務の人と実際に携わる人とか、あるいは常駐しているとかしていないとか、そういう情報を開示されますと、この情報開示でもどれぐらいの人手がまず必要なのかなということがある程度イメージできるかもしれません。よりはっきりと、自分をもっと効率的にできる、あるいは、これは自分のところでは無理だなといったようなことが容易に分かるようになるのではないかなと思うところが私の要望になります。

もう一件は、質問なのですが、A-2-1のコンテンツ業務の50分の20なのですが、会議の設置・運営を行うことが業務の中に入っているのですけれども、このメンバーの選定等を提案すると書いてありますが、例えば従来の会議のメンバーなどを、ほとんど同じ人を講師として入れて、新しい業者の方が同じような人を入れて、中に1人、2人違う人が入るとか、そういうようなことはしても構わないのでしょうか。あるいは、そういうことをすると駄目になるとか、点数が低くなるとか、そういうようなことはあるのでしょうか。

以上2点です。

○村上専門官 御質問、御指摘をありがとうございます。日本語教育課の村上でございます。

まず、初めに作業量についてでございますけれども、現状手元で、工数、人数といった情報はないのですけれども、こちらで検討して掲載できるようにいたしたいと考えております。

2点目の、会議のメンバーでございますけれども、つなひろのサイトに掲載されておりますので、参考としてこちらにURLを記載し、こういったメンバーの方がいらっしゃるのかお示しするようにしたいと考えております。

よろしくお願いします。

○降旗課長 浅羽委員、御指摘ありがとうございました。日本語教育課長でございます。最初のほうに御指摘をいただきました、どれぐらいの人手がかかっているかとかというあたりのところですが、抱えておられるスタッフの能力や体制が大きく関わってくるところでありますので、こちらで検討をさせていただきながら、対応を考えさせていただきたいなと思ったところでございます。

○浅羽専門委員 どうもありがとうございます。

1点目の運用保守に関しまして、システムの運用保守などの場合、どれぐらいの人手がかかっているのかということ、過去の情報を出していただいているというケースも結構ありますので、そういったものを御参考に御検討いただければなと思うところです。もちろんケース・バイ・ケースで、出せないものはどうしようもない、それはもうそういうものだというふうになると思うのですが、お考えいただければというところでございます。

○降旗課長 ありがとうございます。検討させていただきます。

○川澤主査 近藤委員、お願いいたします。

○近藤副主査 価格点のところを質問させていただきたいのですが、先ほど、井熊委員がおっしゃっていたところと似ているのですが、価格点の出し方が、価格点の配分掛ける1マイナス入札価格割る予定価格というものを持ってきております。そうすると、例えば予定価格の9割の値段だとすると、これが例えば50点に関しては5点になってしまうという計算式になるのではないかなと思うのですが、これはそういう意図で使っているという理解でよろしいのでしょうか。かなり価格点の割合が低いと認識をさせていただいているのですが、いかがでしょうか。

○今井主査 御認識のと通りの計算方法で、そのような点数になるということは認識しております。これは国の機関が調査業務の総合評価を行う場合のルールとして2対1というルールがあります。技術点が2、価格点が1でありまして、そのルールで配分すると、近藤委員がおっしゃると通りの計算の方法になりますが、価格点の配分を事業の中身に応じて変動させることは可能なので、例えば1対1にすることも可能です。

○近藤副主査 この計算式を持ってくると、例えば9割の価格で入札した場合には0.1になってしまっていて、5点しかないという計算式ですが。

○今井主査 はい、そうです。

○近藤副主査 幾らこれ、価格点を上げたところで、大して上がらないという現象になるのだと思うのですが、これはそういう理解でこの式を使っているということによろしいですか。

○今井主査 はい、そうです。これは多分文部科学省に限らず、例えば研究開発というのはもっと大きくて、1対3という割合を使っています。価格点が1で、技術点が3、調査だと2対1で、今回運用保守は、情報システムの1対1というルールがあるので、1対1を使っています。

○近藤副主査 その理解だったらそれで結構なのですが、私、少し環境省の案件を見たのですが、価格点が低くなってしまうので技術点のところを二、三割にするとか、そういうふうにしてバランスを取るということをしているところもあったので、どういう考え方なのかと思ったのですが。

○今井主査 配分は事業の中身に応じて変えることは可能ですので、先ほど近藤委員の指摘にあった、もっと新規参入者が入れるように価格のほうをもっと重視する判断をするということであれば、例えば1対1にすることも可能です。事業担当と調整して、配分は検討していきたいと思います。

○近藤副主査 ありがとうございます。

○川澤主査 ありがとうございました。工藤委員、お願いいたします。

○工藤専門委員 御説明ありがとうございました。時間が押しているので2点だけです。

まず、そもそもこういったサイトの在り方とか、動画の内容とか、その辺については冒頭で辻委員が細かくお聞きになっていたもので、私も同感するところが非常に多いので、すぐには難しいと思うのですが、今後、御検討いただければと思いました。そのことによって参入業者も増えるのではないかと思います。

それを踏まえまして、1つ基本的なことでお聞きしたいのですが、冒頭のサイトの御説明の中で、当初の役割としては、現在、やさしい日本語教室とかを市町村で提供していない地域にお住まいの外国人が主な対象としてスタートしているという御説明があったかと思います。それは非常に重要なことだと思うのですが、同時に御説明の中では、そういったサービスを提供している自治体においても活用されるというお話があったかと思います。

そこで、お聞きしたいのですが、先ほど何百万ビューというようなことで、確かにいろいろ私もサイトを見せていただいたのですが、そのサイトを評価するところでも大体毎年200万ビューぐらいあるということは分かるのですが、内訳といたしまして、地方自治体が実際に提供している中で活用しているという事例と、本当に何も無い地域にお住まいの外国人の方が個人的に活用しているという、その辺の調査とかは多分されていると思うので、その辺の大体のざっくりした内訳、つまり、もともとの意図されている対象者がどのぐらい使用していて、そうではなくてそれ以外の自治体経由で使われているもの、ざっくりした割合などが分かったら教えていただきたいというのが、質問の1点目でございます。

なぜその質問をさせていただくかというと、これはかなり大きな事業になっている中で、既に委員の皆さまの御指摘にもあったように、既存のサービスであるとか、ほかのやり方をするることによってもっと効率化できないかといったときに、価格的な効率化だけではなくて当初の目的に対する役割がどれだけ果たしているかと考えますと、当初のいわゆるそういったサービスの無い砂漠地帯にお住まいの外国人を救っていくということに対してどのぐらい貢献できているのかというのが、本来でいえば政策評価の一番重要なところになるかと思うのです。文部科学省のサイトなどいろいろ見たのですが、そういった評価が見られなかったので教えていただきたいというのが趣旨でございます。よろしくお願いいたします。

○北村専門官 ありがとうございます。日本語教育課の北村です。

御指摘いただきました点は非常に我々も重要だと考えておりますし、調査研究業務のほうの有識者会議でも、そのような情報がないと助言ができないというような御意見をいただいております。

ダイレクトな該当する数字を出すことは難しいですが、例えばどの自治体からのアクセスが多いかといったことですか、あるいは言語別のアクセスですとかいったことは出せておりますので、その点を組み合わせながら調査研究の有識者会議では御議論いた

だいているところです。今、手元にその数字がないので、具体的にお答えすることは難しいですけれども、類似のものはお出しできるかと思っております。

○降旗課長 工藤委員、ありがとうございます。

ざっくり申し上げますと、この事業は、もともとの事業が独学向けのコンテンツということで行っているのです、大半が独学者です。その中で地域の日本語教室、各自治体を実施する日本語教室でも、文科省がこういういいのをつくっているから空いている時間を使ってというような紹介が多いところでございます。

ですので、個人使用割合と自治体使用割合を比較するというお尋ねでありましたら、圧倒的に独学者、個人事業が多いというのが実態でございます。その中でどれぐらいの国からのアクセスがあるか、地方自治体がどれぐらい使われているかは、ログの活用といったところから情報を取っているところでございまして、そういったところを組み合わせると数字が見えてくる部分があるのですが、今、私どもが認識している状況では、今申し上げたようなイメージでつかんでいただければ幸いに存じます。

○工藤専門委員 御説明ありがとうございました。趣旨としましては、細かい内訳をお聞きたいというよりは、その辺の問題意識をどのぐらいお持ちなのかということと、最終的には、この事業がどういった役割を果たしているのかというふうに考えるならば、もちろんアクセスがしにくい方、あるいはさらに学習意欲の高い方に、かつ、民間が提供していないような言語などを細やかにというのが、多分、行政の役割として求められていることだと思いましたので、後日でも構いませんので、その辺もしデータ等ありましたら、事務局経由で教えていただければ幸いです。

今日は取りあえずそれで大丈夫でございます。ありがとうございました。

○降旗課長 ありがとうございます。

○川澤主査 ありがとうございます。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 すみません、手早く申し上げますので、御容赦ください。

運用保守のほうの仕様書の66分の34です。これの応札要件の(1)類似業務の実績等という部分に、応札者は、品質マネジメントシステムでISOがあることとございますけれども、今回のこの分割の後、運用保守に関しては2,000万円強の金額でございます。

裾野を広げるという観点から考えると、品質マネジメントシステムが要求仕様がないほうが手を挙げる方が増えるのかなと思ったのですが、品質マネジメントシステムはやはりこの業務では必須なのでございましょうか。

○北村専門官 再び日本教育課、北村です。

御指摘の点は我々も実は悩んでいる点でございまして、事業者のヒアリング等からすると、あってもという事業者もいれば、あると難しいというような事業者もおりましたので、御指摘を鑑みまして検討させていただきたいと思っていますところでは。

○辻副主査 ありがとうございます。恐らくISOとかを取るためには年間数十万とか100万とかかかるのではないのかなと推測しますので、御検討いただければと思いました。ありがとうございます。

それから、すぐ下でございます、②に「外国語対応のWEBサイトの運用経験を有すること」と書いてございます。ここでいう外国語対応というのは、具体的にどのようなものを想定していらっしゃるのございましょうか。

○北村専門官 このサイトが非常に多岐にわたる言語に対応したものですので、そのような日本の事業者ですと日本語に対応していることが当然多く、日本語に慣れているということがあります。翻訳の扱いですとか、例えば日本語でない言語、日本語母語話者でない作業者の方がいきなり大量の翻訳等を手にすると戸惑ってしまうことも鑑みまして、翻訳テキストを扱えるということを想定しています。なので、英語ですとか中国語ですとかいったこともあるかと思います。

○辻副主査 ありがとうございます。少し気になったのが、本件は、コンテンツ部分は先ほどの前半部分の事業で外部にお願いしておりますので、運用保守の業務を実施する方のほうで翻訳とかはなさるのでしょうか。

○北村専門官 翻訳は運用保守のほうではしません。もう一つのほうで翻訳したものを受け取って、先ほどもどなたかの委員から御質問、御指摘あったかと思うのですが、動画の発言部分と翻訳されたものを組み合わせて字幕として提供するというのを保守運用では求めるというところでは。

○辻副主査 ありがとうございます。今、私、まだしっかりとそしゃくできておりませんが、御省が考えていらっしゃる外国語対応の今の具体的な部分をもう少し詳細に書くことを御検討いただければと思いました。

それから最後、1点だけでございます。前半のコンテンツ作成のほうの50分の18ページでございます。こちらで実際のウェブサイトの写真が貼ってございまして、脚本と書いてあって、日本語の部分にナレーションと書いてあって、漢字がいっぱい書いてあるのですが、ルビが振っていないのですね。念のため、ウェブサイトのほかの部分を見て

みたところ、日本語で書かれている部分にルビがないようでございます。

これはひょっとするといろいろ会議などを経た上で、ルビがないほうが学習効果が高いとかいう配慮があったのかもしれませんが、この辺り、私がもし外国人であれば漢字にルビがあったほうがいいと思うかもしれませんので、この辺りも今後御検討いただければと思います。

○北村専門官 承知しました。ありがとうございます。

○降旗課長 辻委員、ありがとうございます。1点確認なのですが、最初のほうのA-2-2の34ページの外国語対応部分の趣旨のところのお尋ね、過去3年間以内に外国語対応のウェブサイトの御質問をいただいた部分ですが、ここは外国語、英語とか語学を扱うものであり、しかも多言語を扱うものでありますから、これをもし運用してくれる業者においては、そういった言語を扱う外国語対応のウェブサイト、そういったものを運用した経験があることが望ましいというところでここをつけていると私個人的に思っています。そういう何か外国語対応というところを具体的にもう少し記述を丁寧にすることをもって、例えばこういう理由から外国語対応のウェブサイトの運用経験を有する、そういう書き方をするとよりよくなると思ったのですが、こういう修正の方向というのは、今、辻委員が御指摘いただいた方向と違うようなイメージでしょうか。

○辻副主査 今伺っていて、そのような方向かもしれないなとか思いながらも、やはり新規参入業者の目線で、外国語対応って確かに少し対応したことあるのだけれども、具体的にどんなことを対応していれば受からせてもらうのだろうかと分からないように見えまして、その辺り御検討いただければという趣旨でございました。

○降旗課長 なるほど。だからこそ、後ろのほうの情報のところで、このサイトはこういうことをやっていますという情報も開示して、これを見れば、こういうことをやるのだというところと、全く語学の経験がないところではなくて、少しでもその経験があればというところで、外国語対応というところを書かせていただいた趣旨だと捉えたものですので、今のやり取りのところも踏まえて、こちらのほうはいま一度この狙いとか確認をさせていただきながら対応させていただきたく存じます。

○辻副主査 ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

○川澤主査 ありがとうございます。私のほうから3点だけコメントの形で申し上げます。

資料A-2-1の事業の質につきましては、先ほど小尾委員との議論ですとか、委員の

方々からコメントありましたとおり、単年度での難しさはある一方で、今回、50分の19のところで業務内容を書き下していただいて、主な業務が4個ぐらいあったかと思うのですけれども、そういった主な業務内容ごとに確実な受注というのがどういう状況なのかというところをもう少しみ砕いて、業務の質として設定していただくということも考えられると思いますし、有識者会議の中で開催されるかと思います。新しいコンテンツの表現ぶりなどといったところの途中段階の成果物について、客観性という意味では、委員会の運営に携わっている者について評価するということはなかなか難しいですけれども、そういった有識者会議の評価みたいなところを新しいコンテンツの質として設定することも考えられると思いますので、少しその質についての表現というのを再度御検討いただければと思います。

あと、50分の20のところで、有識者会議のメンバーの選定で書いてくださっていて、先ほども既存のメンバーの方々についてはURLでとおっしゃっていたのですが、辻委員との議論でもありましたように、やはりAIを活用した学習ツールはここ数年で急速に改善をされていると思いますので、そういったAIを活用した学習ツールの専門家の方とかにも入っていただいて、いわゆる新しい在り方というのはどういうことなのかということの議論もあってもいいのではないかと思います。それは提案の中で求めるのか、文部科学省として明示的にこういった者をメンバーに加えることも考えられるということで積極的に促すこともあると思いますので、その辺りも御検討いただければと思います。

あと、50分の22で、先ほどの議論で日本語の原稿作成の際に既存のサイトの活用ということだったのですけれども、確かに過去の日本語の原稿というのは提供できるようにしたほうがいいのではないかなと思います。既に提供されているのかもしれないですけれども、その辺りは、新規の事業者の方もきちんと参入できるような形を図っていただければと思います。

○降旗課長 貴重な御指摘ありがとうございました。御指摘をぜひ今後のこの本事業のよりよい改善に向けて検討させていただきたく存じます。ありがとうございました。

○川澤主査 ありがとうございました。

それでは、何か事務局から確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 御議論ありがとうございました。事務局でございます。

多数御意見をいただいたところでございますが、時間を押しているところもございますので、具体的に修正等の必要が出てくる場所を中心に確認をさせていただければと思いま

す。

まず、宮崎委員からの御指摘があったところですが、いわゆる総合評価につきまして、具体的な提案内容というところで、加点要素の割合について御指摘がございましたので、検討の上、変更できるかどうかというところを確認させていただければと思います。

また、複数の委員から御指摘がございましたが、価格点につきまして、割合についてどうかというところで御指摘がございましたので、そういったところをこの後、文部科学省と事務局のほうで確認をいたしまして、検討、修正できるかどうかというところを確認させていただければと思います。

また、あわせて、質の評価というところにつきましても、小尾委員、川澤委員を中心にこういった形でできないかというところで御提案がございましたので、こちらの件につきましても、修正可能かどうかというところで文部科学省と事務局の間で確認をいたしまして、要すれば検討、修正というところで対応してまいりたいと思います。

あわせて、工藤委員のほうから、サイトへのアクセスについて、こういった地域から、こういったニーズでアクセス、利用がなされているかというところで、後日にはなるかと思いますが、またこちらも文部科学省と事務局で確認させていただきまして、類似のデータを御提供させていただけるようにできればと思っております。

そのほか、御修正の提案をいただいた点につきましては、事務局と文部科学省で整理をいたしまして、また、修正すべきところについては修正の上、後日御相談を申し上げたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○川澤主査 ありがとうございます。

それでは、本実施要項（案）につきましては、文部科学省におかれまして、引き続き事務局とともに御検討いただき、本日の審議を踏まえ、実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。

なお、委員の皆様におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日は長時間にわたりまして、丁寧にご対応いただきまして、どうもありがとうございました。

○降旗課長 ありがとうございました。

（文部科学省退室）

（厚生労働省入室）

○川澤主査 次に、労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業の実施要項案について、厚生労働省労働基準局監督課、西海課長から御説明をお願いしたいと思います。

○西海課長 厚生労働省労働基準局監督課長の西海でございます。私から、労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業に関する民間競争入札実施要項案の概要について御説明させていただきます。

初めに、本事業の概要について御説明いたします。資料B-2の実施要項案の5/52ページを御覧いただければと思います。

事業の概要についてですけれども、労働基準関係法令の履行を確保するためには、労働基準監督官によります監督指導において法違反を指摘し是正を求める取組もありますけれども、それだけではなく、事業主・労務管理担当者及び労働者等に対して労働基準関係法令の趣旨や内容を御理解いただけるよう幅広い周知が重要であると考えております。

このため、本事業におきましては、労働者向けに、法令・制度、相談機関の紹介や、労働条件に関する学習コンテンツの提供等を行うとともに、新規起業事業場を含めた事業者向けに、法令・制度の紹介のほか、ウェブ上での労務管理等のポイントについて診断を受けられるサービスですとか、労働基準法上の様々な届出、36協定届、1年単位の変形労働時間制に関する協定届、そして就業規則の作成・届出、こういったものを支援するサービスの提供を行う機能を備えた労働条件ポータルサイト、「確かめよう 労働条件」を設置・運営することによって、インターネットを活用した労働条件に関する情報発信を行っております。本事業は平成26年10月から事業を開始しておりまして、その後、毎年コンテンツ・サービスを拡充し、周知広報を行いながらサイトを運営してきたところでございます。

本事業におきましては、平成31年度以降、現行の受注者による1者応札が続いておりまして、競争性に課題があるとして、昨年度、市場化テストの対象事業として選定をされたところでございます。昨年度、様々な見直しを行いまして、入札説明会の参加者は令和6年度の事業では1者でありましたけれども、令和7年度の事業では10者となりまして、見直しの一定の意義はあったものと考えております。しかしながら、結果的に令和7年度事業についても1者応札となってしまったということでございますので、引き続き、競争性の確保についてさらなる改善を図ってまいりたいと考えております。

では、市場化テストの実施に際して行った事業内容等の見直しの内容について、これか

ら御説明させていただきたいと思います。

資料B-2、実施要項案の6/52ページを御覧いただければと思います。本事業の役務内容は、サイトの設置・運営、コンテンツ・サービスの確認・更新・保守、そして周知広報の大きく3つで構成されております。今回、競争性の確保に向けまして、改めて事業者に対してアンケートを行い、その結果を踏まえて内容の見直しを行いました。

この入札後のアンケート結果につきましては、資料が飛んで恐縮でございますが、資料B-7に記載させていただいております。このアンケートは今年1月の令和7年度事業の入札のときに行いましたけれども、入札説明書を入手したものの応札しなかった企業に対して、手を挙げていただけなかった理由をお伺いしたものです。

アンケートは、21社のうち10社に回答をいただいております。このうち6社は、入札説明書の入手のためということでした。入札不参加の理由といたしまして、1点目は、実施体制の確保が困難という回答が多くございました。具体的には、受託する場合に一定の体制が必要なところ、公示期間が短いために確保できなかったとか、あるいはシステム関係者の声ですけれども、監修者として選任する労働基準関係法令の専門家に依頼することが難しいといった御意見がございました。

また、2つ目として、公示期間が短いという声もございました。本事業の内容を理解するための時間が足りないといった御意見でございます。

そして3点目でございますが、現行の受託事業者が有利と思われたために入札を見送ったというものでございます。現行のサイト運営やコンテンツを前提とした役務と捉えられて、現行業者が有利と感じられたということだと思っております。

そして4点目が、これはシステム業者からの回答ですけれども、印刷業、広告業でないこの事業はこなせないという受け止めをされたという声がございました。

こういった御意見を踏まえまして、今回の実施要項案の見直しを行いました。具体的にですけれども、まず、コンテンツ・サービスの確認・更新・保守に関する見直しについて、資料B-2の39/52ページを御覧いただければと思います。

本事業におきましては、労働基準関係法令の幅広い周知のために、事業主、労務管理担当者、及び大学生、高校生等を対象に、利用者が労働関係法令の内容を分かりやすく、かつ深く学ぶことができるよう、労働条件に関するQ&A、アニメ動画や漫画といった学習コンテンツを作成しておりまして、これまでにその内容を拡充してきたところでございます。しかしながら、このコンテンツの拡充につきましては、現行の受託業者が既存のコン

テンツを基に連続性のあるコンテンツを制作するといったノウハウを生かすことが可能でございまして、ほかの事業者と比較して優位であると考えられますので、この点が参入障壁となっていると考えております。

一方、これらのコンテンツにつきましては、現状おおむね必要な項目が充足している、そろってきていると考えております。したがって、今年度の事業におきましては、こういったコンテンツの拡充を一旦停止したいと考えております。過去に作成したコンテンツが現行の法令に即しているかどうかといった検証作業ですとか、Q & Aの内容が法令改正によって更新が必要ないかどうかといった、最低限必要な範囲でのリバイズ作業について対応していただくということで考えております。

また、（４）の、このポータルサイトを若者及び外国人が必要な情報にアクセスしやすいように整理する役務を、今回新たに追加してございます。こちらは新たにコンテンツをつくるという拡充ではございませんで、サイトの中で若者向けの情報が少しばらばらになっているというところ、要は、見る人にとって情報がちょっと分かりにくい形になっているという問題意識がございまして、既存のサイトの中にあるコンテンツを、若者、外国人といったユーザーが必要な情報にアクセスしやすいように、サイト内の配置を工夫してもらうというものでございます。したがって、サイトについて熟知していない新規事業者でも対応可能な役務内容だと考えてございます。

同じ４０ページの（５）電子申請様式作成支援ツールにつきましては、今年度の事業でこの様式を追加するということをやっております、当面の作業はこれで完了することになっております。令和８年度については、この不具合等の保守改修のみを行うことといたしますので、この点でも新規業者が参入しやすい状況となるものと考えてございます。

次に、周知広報に関する見直しの内容でございます。同じく資料Ｂ－２の要項案の４２／５２ページでございます。こちら、３の（１）、ポスター、リーフレット及びカードの作成・配布、そして、イのデザイン、キャッチコピーでございます。本事業におきましては、毎年ポスターリーフレット等を作成し、関係機関に配布しておりますけれども、広報効果を高めるために、こういったタレントや既存のキャラクターとのコラボを行ってきておりました。昨年度、この点については見直しまして、キャラクターの使用を必須としないこととしたところでございます。引き続きこの点は維持いたしますけれども、キャラクターを活用することは選択肢として、ある意味加点要素として引き続き可能であるということで考えておりますけれども、これまで特に２０代、３０代に対して広報効果の高いも

のということで記載をしておりました。しかし、この点もあまり縛ってしまうと、こういった若者向けのコンテンツと接点のある業者が良いとなってしまうことを考えまして、そういった年代の限定をなくして、単に広報効果の高いものとするということで、新規の事業者が参入しやすいようにしたいと考えてございます。

次に、そういった事業内容の見直しと併せまして、アンケートでも御意見ございました、この事業の実施体制についても見直しを行いたいと思っております。資料B-2の47/52ページでございます。

これまで、受注業者において検討委員会を置くことを求めておりましたけれども、昨年度の見直しによって検討委員会を廃止いたしまして、外部有識者3名以上を監修者として選任するよう見直したところでございます。しかしながら、依然として今回のアンケートでも監修者の確保が難しいという御意見がございました。コンテンツの拡充については今回の事業では行わないことといたしましたので、そういった点も加味して、監修者の人数について、3名から1名減らして2名にすることで、多数の有識者と関係を持たない事業者の参入も促進したいと考えてございます。また、現行の事業におきまして、どういった方が委員として選任されているのかといった情報については、その名簿を入札公告時の閲覧資料に入れて、参考にしていただけるようにしたいと考えております。

こういった見直しに加えまして、次に、入札参加資格の見直し、そして入札スケジュールについても見直しを行いたいと考えております。資料B-2の8/52ページでございます。

入札参加資格に関する事項の(9)でございますけれども、前回、入札参加資格として、過去に本事業と類似の業務の実績を有していることとしておりました。前回の入札説明会のアンケートにおいて、この要件を満たすのは既存業者しかいないのではないかという御意見もございました。ここで当方が意図してございますのは、あくまでも個人情報の取扱いに関して実績を求めるという趣旨でございますので、そのことが分かるような書きぶりに明確化をして、新規事業者が応札しやすくなるように見直したというものでございます。

最後に入札スケジュールについて、資料B-2の9/52ページでございます。昨年度は入札公示の期間を、その前の年度の事業は18日間でしたけれども、40日間に延長したというところでございました。今年度におきましてもさらに延長しまして、61日間ということで確保したいと思っております。

以上の見直しによりまして、競争性の確保について改善を図ってまいりたいと考えてご

ざいます。

最後に、実施要項案に対するパブリックコメントの結果についてでございます。資料B-6に載せてございますけれども、令和7年8月7日から8月22日までの16日間、パブリックコメントを実施いたしました。その結果、3社から6件の御意見が寄せられました。意見を受けて、要件定義の訂正を1件行っております。

御説明については以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川澤主査 ありがとうございます。それでは、ただいま説明いただきました事業の実施要項案について、御意見のある委員の方はお願いいたします。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 御説明どうもありがとうございました。

厚生労働省におかれましては、参入障壁を非常に下げる努力をしてくださったようでございまして、誠にありがとうございます。幾つか伺わせていただきたいのですが、実施要項8/52ページでございます。

こちらを拝見すると、先ほど御説明にもあったと思うのですが、個人情報を取り扱うという御説明がございました。このウェブサイトを実際に拝見したのですが、大体これは学習サイトとお見受けしまして、特段、個人情報を収集しているようには見受けられなかったのですが、どこかで個人情報を収集していらっしゃるのでしょうか。

○西海課長 企業向けのページの中で、冒頭に少し申し上げました労働基準法に基づきます36協定ですとか就業規則の届出のツールがこのサイトの中にございまして、そういったところで労働者の氏名などの個人情報が含まれているということでございます。

○辻副主査 分かりました。なぜこのようなことをお伺いしたかと申しますと、このウェブサイトを見ると、恐らくこの内容をつくることができる能力を持った方々、プレーヤーは結構いらっしゃるのではないかなと思いました。例えばですが、最近は全国法律事務所がこのような労働法関係のQ&Aをたくさん、優秀な内容でつくっていらっしゃると思います。あとほかに思いつくのは、例えば、法律系の資格試験の予備校なども、このようなものをつくるのはとても得意なのではないのかなと思いました。

彼らは、恐らく個人情報を扱う関係のプライバシーマークなどは持っていないかと思うのですが、その観点から考えますと、やはり個人情報を取り扱う部分に関しては何とか参入障壁を下げられないかと思っております。この辺りを厚生労働省はどのようにお考えなのでしょうか。

○西海課長 おっしゃるとおり、個人情報取扱いのプライバシーマークを持っていないといけないというのは参入障壁の一つになっているという認識は持っておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、やはり個人情報を扱う業務がこの中にございますので、この要件をなくしてしまうというのはなかなか難しいので、もしその要件をクリアするやり方があるとすれば、例えば共同で複数の事業者が連携をして御提案をいただくとか、そういったことになるのかなと考えております。

○辻副主査 ありがとうございます。おっしゃっているのは恐らく「スタートアップ労働条件」というページなのかなと思いました。この作成支援ツールというものを拝見しております。今、労働者の名前などを書く必要があると伺ったのですけれども、36協定の作成を支援していただくときに協定部分だけ書いて、そしてこのウェブサイトに登録する情報として利用者は個人情報を登録しない、あくまでも条文部分だけをツールで作成支援してもらう方法もあるのかなと思ったのですが、この辺りはいかがでしょうか。

○西海課長 その点は、中村から回答させていただきます。

○中村課長補佐 御意見ありがとうございます。実は、以前は、先生おっしゃっていたように36協定の作成支援ツールで協定届の中身をつくって印刷すると、あとは労使、労働者側と使用者側が署名をして出せるというものではあったんですけれども、昨年度、このポータルサイトの機能を改修しまして、このポータルサイトから電子申請ができるようになっておりまして、電子申請ができるようになったことで、さらに個人情報をポータルサイトの中で保有していくことが発生しているというところがありますので、現状のポータルサイトとしては個人情報を入れないで済むものにはなっていないのが現状でございます。

○辻副主査 分かりました。ちなみに、36協定を電子申請で出す方法としては、この「スタートアップ労働条件」というウェブサイト以外に、ひょっとしてe-Govなどのほかのルートでもあったりするのでしょうか。

○中村課長補佐 おっしゃるとおりでございます。e-Govでもできますし、このポータルサイトで行うと、e-Govを経由はするんですけれども、ユーザー側としてはe-Govの登録等はせずに労働基準監督署に電子申請ができるという仕組みになってございます。

○辻副主査 分かりました。利用者の便宜を考えると、この「スタートアップ労働条件」というウェブサイトから直に行けるほうが確かに便利だということは分かるのですけれども、ただ、そのために今回の事業においてはプライバシーマークが必要になってしまうと

いうとコストもかかりますので、この辺りは今後検討を続けていただければと思いました。

○川澤主査 ありがとうございます。小尾委員、お願いいたします。

○小尾副主査 御説明ありがとうございます。幾つかお聞きしたいのですが、1点目、今回、仕様書の中で、いわゆる申請等に関わるプログラム等の改修が含まれているのですが、ここの部分については通常、システムを作った人が最もそのシステムに手を入れる、プログラムに手を入れるというところについては詳しくて、それ以外の人が改修を担当するというのは非常に困難を極める可能性があると思うのです。仕様書の中には、大体、改修として6人月ぐらいを想定していると記載があるのですが、全体のシステムの規模感がどこにも書かれていなくて、そこを入札する事業者が知るすべはあるのでしょうか。

○西海課長 御質問の点ですが、入札公告時におきましてこのサイトのコンテンツに関わる電子データ、サイト設計書、それから運用マニュアルを閲覧できるようにしておきまして、そういったところから御確認いただけることにしてございます。

○小尾副主査 ありがとうございます。ただ、一方で資料B-2の51/52ページに従来の実施に要した人数が書かれていて、アプリ開発の開始、これは採択で支援業者が対応しているみたいなのですが、これは4人と書かれています。これは4人月じゃなくて4人と書かれていて、このまま見ると年間で4人担当しているように見えるのです。とても6人月には収まらないような記載になっているのですが、ここはどのように理解すればよろしいのでしょうか。

○中村課長補佐 中村から説明させていただきます。こちら先生おっしゃったアプリ開発改修支援の再委託なんですけれども、実はこのポータルサイトの改修ではなくて、労働条件のアプリというものを作成しておりまして、スマートフォンから利用できるものがございます。クイズとか、そういったものができるようなアニメーションのコンテンツになります。そちらの開発、改修の支援になりますので、一般的なシステム開発、改修支援はこちらの上の9人の中で進めることになります。そしてこの9人が開発、保守をやる中で、6人月分に関して一部改修対応をするというような想定であります。

○小尾副主査 アプリ開発は今回ないと。

○中村課長補佐 アプリ開発は、そうですね。今回ございません。

○小尾副主査 なるほど、分かりました。

全体の規模として、ここに書かれている従来実施した人数を全部足すと相当な数になる

のですけれども、これを、例えば、単年度契約でこれだけの人を用意して新たに入札をしてくるというのは、新規参入業者にしてみたらすごいリスクがあると考えられます。本来であればできるだけ、いわゆる従来のシステムの改修であったり、従来のシステムを知らないといけない部分については分割をするなりというようなことが考えられると思うのですが、今回は今すぐそれをどうするかというのはなかなか難しいかもしれないのですけれども、何か分割ができる部分とか、分割を検討したとか、そういうことは今回あるのでしょうか。

○中村課長補佐 今回、このポータルサイトの中でいうと、主立った機能としては、先ほど説明させていただいた電子申請などの各種届出関係のシステムが規模感としては大きいところで、あとはサイトの運営部分が多いところであります。なかなか、その部分を分割するというのは難しい部分もありまして、先生におっしゃっていただいたアプリ開発改修支援の部分は分割しようと思えばできるかとは思いますが、現在その部分に関しては、昨年度の方針もあり、アプリ開発自体の開発は止めている、このアプリ自体が参入障壁になっているんじゃないかということで、現在止めておりますので、これの分割というのも、今御説明できる状況ではないと考えております。そういう意味で、このシステム部分に関しての分割というものは御提案できていないところでございます。

○小尾副主査 ありがとうございます。これは全体的に事業の規模感がかなり大きく、新規参入業者からすると単年度、1年単位ですから、もしかしたら1年目は落とせるかもしれないけど、次の年は駄目かもしれないというようなことを考えると、これだけの人数を用意して入札することはかなり難しい。今はただでさえ人手不足など、いろいろありますので。そういう意味では本来、複数年契約を検討するというのが一番適切なあり方かとも思うので、今回すぐどうするこうするとできない部分があり、予算の問題もありますので難しいかと思うのですが、少し様子を見ながら今後検討いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○川澤主査 ありがとうございます。宮崎委員、お願いいたします。

○宮崎専門委員 御説明ありがとうございます。今、小尾委員からコメントがあったことと一部重複するのですが、資料2-2の49/50ページ、従来の情報開示に関する記載の書きぶりです。特に2番の従来の実施に要した人員というところですが、こちらは配置人員なのか、年間通じてこの人数が12か月フル稼働したという意味なのか少し読み取れないです。仮に年間通じて全員従事したとすると55名いますので、1人当たり人件

費が200万円だとしても1億2,000万円近くになって、これはポスターとかかなりいろいろなものや、印刷費などもかかっています。正直、200万円の給料というのなかなか厳しいと思いますので、人件費だけで予算オーバーするような感じに見えます。

ですので、兼務者がいるのかとか、年間通じた延べ人数だと何人なのかとか、もう少し情報を補足していただいて、最大限関わった人が、例えば社員で7人いるにしても、この人が1年中関わったという意味でなければ、配置人員と延べ日数を両方開示いただくか、難しい場合には、あくまで配置人員であって1年間通じて従事したことを意味するものではない等の補足をしていただければと思います。

○西海課長 承知しました。御指摘を踏まえまして、記載ぶりについては少し工夫をさせていただきますと思います。

○宮崎専門委員 よろしくをお願いします。

○川澤主査 ありがとうございます。近藤委員、お願いいたします。

○近藤副主査 11/52ページです。評価方法で、技術点が200点で、価格点が100点と。価格点については1マイナスの入札価格分の予定価格ということで、掛ける100点ということで、予定価格の90%だと10点しか取れないということになるのだと思うのですが、これはそういうことを想定してこの算式を使っているということによろしいのでしょうか。

○西海課長 先ほど御指摘された計算方法で計算をしていく、そういう計算式でございます。

○川澤主査 近藤委員、よろしいでしょうか。

○西海課長 すみません、念のため補足させていただきますと、そのようにおっしゃったんだと思うんですけども、例えば予定価格の1割で入札価格が入ったとしますと、1マイナス0.1ですので、0.9掛ける100点で、価格点は90点ということになります。他方、予定価格の9割で入札価格が入ったとしますと、1マイナス0.9ですので、0.1掛ける100点で価格点は10点になるという計算でございます。

○川澤主査 近藤委員、いかがでしょうか。

近藤委員、御説明についてはよろしいでしょうか。追加の質問はよろしいですか。

事務局のほうで音声に通じているか確認いただいて、そのほかの委員の方々、何か御意見あればお願いできればと思います。

ではすみません、私から何点かお願いしたいと思います。先ほど辻委員との議論の中で

お話がございました個人情報の取扱いに関してなんですけれども、9/52ページで、今回、共同提案を構成する業者のうち個人情報を取り扱わない業者は要件緩和という形で対応くださっていると思います。この点について、個人情報を取り扱わない事業者ではあるものの、過去の実績に個人情報の取扱いを求めていると思うのです。（9）のところだと思います。その意味合いといいますか、個人情報を取り扱わない事業者であれば、個人情報の取扱い実績を求めないということも考えられると思うのです。ここはあえて（9）の要件も含める形で検討されたのでしょうか。

○中村課長補佐 すみません、今。

○川澤主査 （9）の要件を含んでいないのですね、ここは。

○中村課長補佐 そうですね。多分、システム業者がこの（9）の要件を持っていれば、例えば、労働基準法の監修業務とかですね。

○川澤主査 分かりました。

○中村課長補佐 周知広報業務を行う業者は持たなくて大丈夫という理解でおります。

○川澤主査 「（7）、（10）～」ですね。ありがとうございます。了解いたしました。

続いてですけれども、28/52ページで、先ほどの事業の審議であったのですが、今回、サーバーの設置場所は国内とすることで、これは前回から変わっていないのですけれども、バックアップセンターも設置場所は国内とするといったようなところの記載は、もし必要であれば入れていただいてもいいのかなと思いました。これはコメントです。

それと、先ほど51/52ページで人員についてのお話があったかと思いますが、52/52ページで、いずれの社員もほかの事業と兼務という形で次のページにわたって書いてくださっているのですけれども、恐らくこれが相当程度兼務しているので、間接部門の社員を含めた形で人員が載っているのだと思うのですが、延べというのが難しいようであれば、少しこの行を前に持っていただくとか、誤解のないような記載文にしていたほうがいいのかと思いました。

私からは以上ですが、何かあればお願いします。

○西海課長 御指摘ありがとうございます。先ほどの、従来の実施に要した人員のところは、おっしゃるとおり改行の切りが少し悪いので、その点も含めて見直させていただきたいと思います。

○川澤主査 ほかの委員の方々いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、先ほどの近藤委員からの御質問につきましては事務局を通じて御回答するよ

うな形で対応いただければと思います。

それでは、本日はどうもありがとうございました。事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 まず、実施要項の直接修正が必要な点につきまして確認させていただきたいと思います。

ただいま宮崎委員から御指摘等ありましたけれども、従来の実施状況に関する情報開示の2、従来の実施に要した人員につきまして、配置人数なのか延べ人数なのか分かるような記載をということで、川澤主査から、次のページに、いずれもほかの事業と兼務、との記載されているとの意見がございましたが、それも含めて見直していただくということで、こちらは修正が必要な箇所と認識しております。

そのほか、辻副主査から個人情報の取扱いについて、今後新規参入事業者が入りやすいように個人情報の取扱いについて検討いただけないか、小尾委員からは複数年度の契約について、費用や予算の問題等もあるが長期的な課題として検討いただけないか、近藤委員からは、予定価格の価格点の設定についての御質問があったので、事務局で確認させていただきたいと思います。

もう1点、川澤主査から、サーバーの設置は国内に限るとありますが、バックアップ体制が取られているのであれば、バックアップ体制について必要であれば国内にする、というような記載ができるのか、ここは実施機関で確認した上で記載の修正が必要かどうか事務局と調整したいと思います。

以上でございます。何か漏れ等ございますか。

○川澤主査 よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは本日、実施要項につきましては厚生労働省におかれまして引き続き御検討いただき、本日の審議を踏まえ、実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。

なお、委員の皆様におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○西海課長 ありがとうございました。

(厚生労働省退室)

— 了 —